

給与の種類	支給条件		支給日	備考	
	支給対象者	支給率又は支給額			
	(3) 交通機関と交通用具の併用者	1か月定期乗車券の額+上記(2)の手当額。 ただし11,000円を越えるときは越える額の $\frac{1}{2}$ (6,000円限度)の額を加えた額。			
手当	校長兼務手当	全日制独立高校の校長が、定時制独立高校の校長を兼務しているとき	給料月額×8%	翌月の給料支給日	47.1.1から
	昼夜間兼務手当	昼間課程を本務とする教育職員が夜間課程を兼務したとき、又は夜間課程を本務とする教育職員が昼間課程を兼務したとき。	授業又はその補助を行った時間1時間について660円。	同上	50.11.1から
	保健指導等業務手当	少年自然の家に勤務する保健婦である職員が当該業務に従事したとき。	月額 3,600円	同上	同上
	防疫作業従事職員の手当	農業に関する学科を置く高等学校に勤務する職員が防疫作業に従事したとき。	日額 210円	同上	同上
	機関部作業手当	機関士、操機長、主任操機員及び操機員が練習船福島丸に乗り組み、機関の操作作業に従事したとき。	日額 180円	同上	同上
	通信教育添削手当	通信制の課程以外の課程を本務とする教育職員が通信教育の添削指導に従事したとき。	添削件数が10件まで1,200円、10件を越える1件ごとに120円加算。	翌月の給料支給日	50.11.1から
	通信教育面接指導手当	通信教育実施校の通信制課程以外の課程の教員及び協力校の教員が通信教育の面接指導に従事したとき。	面接指導1時間について840円。	同上	同上
	夜間勤務手当	高等学校の夜間課程に勤務することを本務とする職員	月額 3,600円	同上	同上
	舎監手当	高等学校又は特殊教育学校に置かれる寄宿舎の舎監を命じられている教員。	勤務1回につき2,000円 自営者養成農業高校等にあつては勤務1回につき2,600円。	同上	49.9.1改定
	漁獲手当	水産高校練習船の乗務員が漁ろうに従事したとき。	配分基礎額の19.8%の範囲内で乗組員ごとの代数に応じてあん分した額	航海終了後2週間以内	
	よう船手当	練習船がよう船された場合に次の船員が乗船し遠洋航海作業に従事したとき。 (1) 船長 (2) 機関長 (3) 通信長 (4) 一等航海士及び一等機関士 (5) 二等航海士及び二等機関士 (6) その他船員法第3条の職員	日額 2,400円 日額 2,100円 日額 2,000円 日額 1,900円 日額 1,600円 日額 1,200円		50.11.1から
	入渠手当	練習船が入渠した場合に船体の修繕作業に従事した次の職員 (1) 船長 (2) 機関長 (3) 通信長 (4) 一等航海士、一等機関士、二等航海士及び二等機関士 (5) その他船員法第3条の職員	日額 360円 日額 330円 日額 300円 日額 320円 日額 260円		同上
	特別乗船手当	練習船に乗船し、漁業に関する調査、試験、観測若しくは水産教育の実習指導又は遭難船救助の作業に従事した次の職員 (1) 船長及びこれと同等と認める者 (2) 機関長及びこれと同等と認める者 (3) 通信長、航海士、機関士及びこれと同等と認める者 (4) その他の職員	日額 480円 日額 420円 日額 300円 日額 260円		同上